

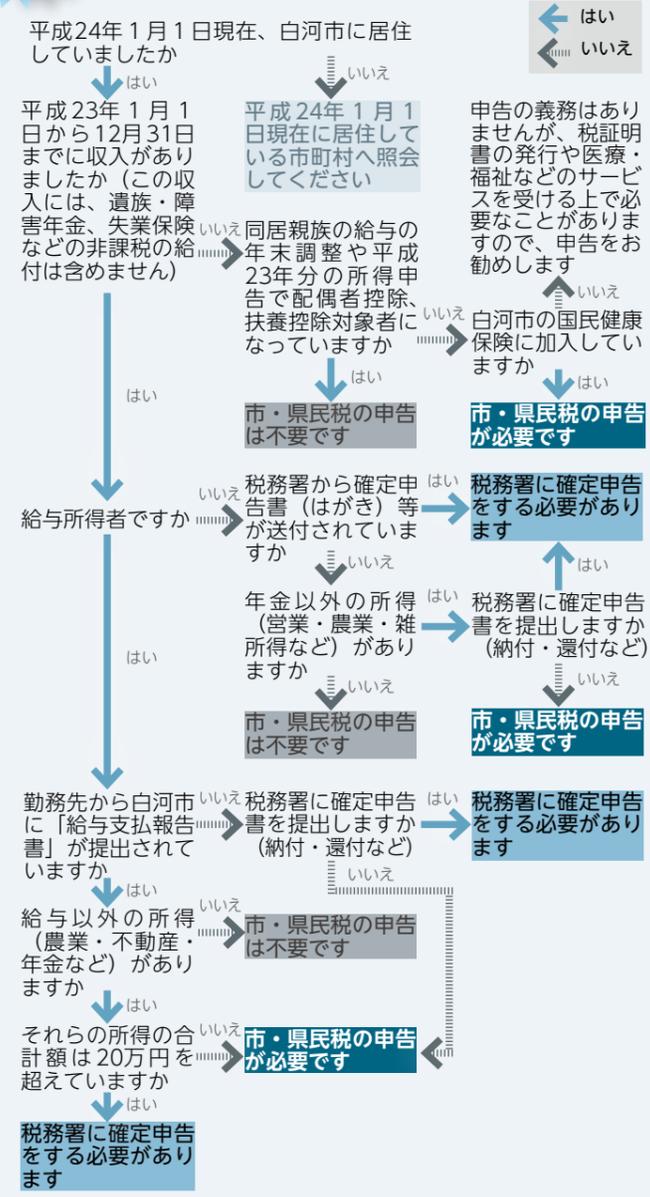
ポイント

これは便利!! パソコンで確定申告!

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書等を作成することができます。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用すると自宅や事務所からインターネットを利用した申告書等を作成することができます。ただし、事前に手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

チェック

申告が必要か確認してみましょう!



■白河税務署からのお知らせ

税務署では、平成23年分の申告書作成を次の会場で実施します。

- 《申告作成会場》
市産業プラザ人材育成センター2階(中田)
- 《開設期間・時間》
2月1日(休)～3月15日(休)／午前9時～午後4時(平日のみ)
- ※この期間は、税務署には申告会場を設置していませんので、ご注意ください。開設期間以外は税務署が申告会場となります。
- 《自書申告の推進》
会場においては、申告納税制度の趣旨から、ご自分で申告書等を作成していただく体制をとっていますので、ご協力をお願いします。

■震災による雑損控除等を申告される方へ

本庁舎・各庁舎での申告相談は混雑が予想されます。震災による雑損控除等を申告する方で損失額が不明な場合、算定には時間を要しますので、白河税務署が行っている損失額計算のための個別相談をご利用ください。
☎白河税務署 ☎27111 (自動音声応答案内の指示に従ってください)

■平成24年度の主な税制改正

- 《扶養控除の見直し》
子ども手当の創設および高校の実質無償化に伴い、年少扶養控除および特定扶養控除の上乗せ分が廃止されます。
●年少扶養親族(0歳から15歳まで)に対する扶養控除の廃止
●扶養親族(16歳から18歳まで)に対する扶養控除の上乗せ分の廃止
- 《寄附金制度の拡充》
個人住民税の寄附金控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられました(平成23年1月1日以後に支払った寄附金から適用されます)。
また、東日本大震災の被災者や被災地方団体の救済を目的とする日本赤十字社、中央共同募金等に対し災害義援金として寄附したものについて、寄附金控除が拡充されました。

税の申告の季節です

- ◇期間 2月10日(金)～3月15日(休) ※平日のみ
- ◇時間 午前の部 9時～11時30分
午後の部 1時～4時30分
- ◇会場 白河地域＝本庁舎5階 正庁
表郷地域＝表郷庁舎2階大会議室
大信地域＝大信農村環境改善センター(大信庁舎裏側)
東地域＝東農業技術センター2階(東庁舎隣り)

- 【問い合わせ先】
- ◆本庁舎課税課 ☎21111
内2127・2128・2129
 - ◆各庁舎総務課
表郷 ☎32112
大信 ☎462113
東 ☎342112

■申告が必要な方

市役所で申告が必要と思われる方には、1月下旬に案内を送付しました。指定された日時に来庁できない方は、期間中の都合の良い日にお越しください。

ポイント

申告はとても大切です!

申告をしないと、所得・課税証明書などの各種証明書の発行、国民健康保険税や後期高齢者保険料における無収入などの場合の軽減措置、介護保険料における所得段階の決定などが適正にできなくなります。該当する方は、必ず申告をしてください。

《申告の案内がなくても申告が必要な方》

- 平成24年1月1日現在、市内に住所がある方で、次のような方は申告が必要となる場合がありますので、ご確認ください。
- 無収入で、市内在住の家族の扶養になっていない方
 - 前年中に仕事を辞めた方や新たな収入があった方
 - 《市役所での申告が必要ない方》
 - 税務署で申告される方
 - 給与収入だけで年末調整が済んでいる方
 - 市内在住の家族の扶養になっている方
 - 税理士へ申告の依頼をしている方

■申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②平成23年分の源泉徴収票(給与、年金収入の方)
- ③平成23年中の収入、必要経費をまとめた帳簿(個人で事業、農業などをしてきた方)
- ④平成23年中の生命保険料・地震保険料などの控除証明書、健康保険・年金・寄附金などの領収書や証明書、医療費の領収書など(必ず集計をしてご持参ください)
- ⑤障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ⑥本人の口座番号が分かるもの(通帳・キャッシュカードなど) ※還付を受ける際に必要です。

ポイント

納付額が分からない場合は?

国民年金保険料で、領収書などを紛失し、納付額が分からない方は、日本年金機構白河事務所(郭内)で納付額の証明を受けることができますので、ご確認ください。
☎日本年金機構白河年金事務所国民年金課 ☎4161 (自動音声応答案内の指示に従ってください)。

インフルエンザへの対応として、申告会場では職員がマスクを着用して対応する場合がありますので、ご理解をお願いします。また、ご来場される際には、感染予防のご協力をお願いします。なお、申告書は、郵便・信書便またはe-Taxでも提出することができます。